

# 目 次

**目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。**

出席議員（18名） .....	1
第1 会議録署名議員の指名 .....	2
第2 一般質問 .....	3
今野 隆之 議員 .....	3
1 「こどもまんなか社会」を実現しよう！～ワンオペ育児、未就園児問題	
2 食育の推進について	
土村 秀俊 議員 .....	25
1 国保税率の改定について	
2 インボイス実施について	
遠藤 紀子 議員 .....	40
1 行政区の見直しを	
2 投票率を上げる努力を	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。  
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和5年6月利府町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（18名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
7番	羽川喜富君	8番	伊勢英昭君
9番	安田知己君	10番	土村秀俊君
11番	木村範雄君	12番	高久時男君
13番	及川智善君	14番	永野渉君
15番	遠藤紀子君	16番	渡辺幹雄君
17番	鈴木忠美君	18番	吉岡伸二郎君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務部長	嶋正美君
総務部総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	村田晃君
企画部長	鎌田功紀君
町民生活部長	福島俊君
保健福祉部長	谷津匡昭君
経済産業部長	千田耕也君
都市開発部長	郷右近啓一君
上下水道部長	鈴木喜宏君
会計課長	佐々木辰己君
教育長	本明陽一君

教 育 部 長	小 澤 晃 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	郷 家 洋 悦 君
議 事 係 長	姉 崎 裕 子 君
主 査	戸 石 美 佳 君
主 査	高 橋 三 喜 夫 君

---

議 事 日 程 （第2日）

令和5年6月14日（水曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和5年6月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、3番 鈴木晴子君、4番 西澤文久君を指名します。

なお、本日の日程につきましては、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は上着を脱ぐことを許可いたします。

---

日程第2 一般質問

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

1番 今野隆之君の一般質問の発言を許します。今野隆之君。

〔1番 今野隆之君 登壇〕

○1番（今野隆之君君） 皆様、改めましておはようございます。

1番 会派TEAMガンバ利府の今野隆之でございます。

今回は2点、通告順に質問してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大きい1番、「こどもまんなか社会」を実現しよう！ワンオペ育児、未就園児問題について。

ワンオペ育児とは、1人で家事や育児をこなすことを指す俗語であり、ブラック企業のワンオペ労働が母親たちの家事・育児などの労働とそっくりなことから、ネットを中心に2015年頃から母親たちの間で広まり始めました。

総務省の令和3年社会生活基本調査によりますと、男性の育児・家事時間は1時間54分に増加しましたが、女性はその3.9倍以上になっている現状であります。

ワンオペ育児に悩む母親たちは、夫の仕事が忙しくて頼れない、育児支援が使えない、子供が夫を嫌がるなどの理由で、体も心も限界に達しております。ワンオペ育児は、母親のストレスや孤立感を高めるだけではなく、子供の健全な発達や親子関係にも悪影響を及ぼすおそれがあります。

母親にとって重い負担や孤独感をもたらし、結婚、出産の希望を阻害する要因となっているのではないのでしょうか。

また、未就園児とは、保育園や幼稚園に通っていない小学校就学前の子供、ゼロ歳児から5歳児のことですが、地域社会とのつながりがないことから、無縁、縁がないというふうなこととかけて無縁児とも呼ばれています。

未就園児は、親の就労状況や経済的理由、保育園の空き不足など様々な要因で発生しており、厚労省の統計値によると、未就園児が全国で約182万人、この数字は認可外施設や企業主導型保育事業を利用する子供も含んでおります、に上るとのことです。

未就園児は、保育所や幼稚園で受けられる教育や社会化の機会を逸しており、子供の健全な発達や親子関係に影響を及ぼす可能性があります。親も周囲から孤立しがちで、子育てのストレスや虐待のリスクを高めているのではないのでしょうか。

虐待の未然防止や健全育成等の観点から、未就園児の状況を把握し、必要に応じ適切に支援につなぐなど、子供の福祉の増進及び最善の利益を図っていくことが必要であります。そこで以下の点について町の考えを伺います。

（1）ワンオペ育児の実態を把握しているかどうか伺います。また、ワンオペ育児に悩む母親たちに対する支援の在り方や、取組を伺います。

（2）ワンオペ育児では就労している母親もいるため、土・日曜日の居場所や家族で参加できるイベント等を増やしていくべきではないでしょうか。

（3）第4次利府町男女共同参画基本計画では、共に築く家庭生活のために情報提供や意識の啓発を推進するとありますが、具体的な取組をお伺いします。

（4）未就園児の数、実態を把握しているか伺います。また、未就園児とその家庭に対する支援の在り方や取組を伺います。

（5）養育支援訪問事業の内容と実績を伺います。また、児童相談所や保健所との連携はどうでしょうか。

（6）保育の必要性の認定、これについて町ではどのように考えているのか伺います。

大きい2番、食育の推進について。

食育とは、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけられています。様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるものであります。

食育は、学校給食や家庭科などの評価だけではなく、学校全体や地域社会と連携して推進していくことが必要であります。そこで、以下の点について町のお考えを伺います。

（1）第3期利府町食育推進計画の中間評価及び町民意識調査結果はどうでしたでしょうか。また、令和6年度からの第4期計画策定における重点事項等を伺います。

（2）6月は食育月間ですが、今後町として食育に関する啓発活動やイベントなどを行ってはどうか。また、毎月19日の食育の日の取組をお伺いします。

（3）国の第4次食育推進基本計画では、学校教育に関連する主な目標値を示していますが、目標値を達成するために、どのような取組を行っているのか伺います。

（4）町内の小中学校、保育所等での食育活動の内容を伺います。また、残食を減らす取組を伺います。

（5）学校における栄養教諭を中心とした食に関する指導の状況はどうでしょうか。栄養教

論の定数の増員は考えていないのでしょうか。

（6）食に関する指導に係る全体計画の作成・評価はどうでしょうか。また、食生活学習教材の活用状況はどうでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、「こどもまんなか社会」を実現しよう！ワンオペ育児、未就園児問題について、2、食育の推進についての（1）（2）（4）は町長、2、食育の推進についての（2）から（6）は教育長。

初めに、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 1番 今野隆之君議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の「こどもまんなか社会」を実現しよう！ワンオペ育児、未就園児問題についてお答え申し上げます。

まず、（1）のワンオペ育児の実態の把握と、ワンオペに悩む母親への支援の在り方や取組についてでございますが、ワンオペ育児は支援者がいないために1人で家事や育児を行うことで、孤独を感じやすく、育児ストレスから産後鬱につながる可能性などもあることから、町では母子健康手帳を交付する際、出産時の育児等に関する支援者の有無について妊婦から聞き取りを行っております。

また、出産後には、乳児家庭全戸訪問を通して、育児状況の確認や、産後鬱質問票による聞き取り等を行っており、さらには乳幼児健康診査時においても、育児状況を継続して確認するなど、育児支援が必要な家庭の実態把握に努めております。

特に、育児支援が得られない可能性のある妊産婦等に対しましては、出産する前から切れ目のない継続的な支援を行うこととしており、育児相談や産後ケア事業、ファミリーサポートセンター事業や、子育て広場について説明を行い、利用を促しているところでございます。

また、ワンオペ育児には、独り親家庭のほかにも残業や単身赴任などによりパートナーからの支援を得られないケースも含まれることから、父親への育児参加の大切さについて引き続き周知し、母親の不安を少しでも軽減できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、（2）の土曜日、日曜日の居場所や、家族で参加できるイベント等についてでございますが、本町では東部児童館と西部児童館において、土曜日に子育て広場を開所しているほか、リフノスや公園なども土曜日、日曜日、祝日に開放されていることから、家族で利用できる施

設の概要やイベントなどを周知して、参加しやすい環境づくりに努めております。

また、家族で参加できるイベントの開催につきましては、今後子育て世代のニーズを捉えつつ、関係機関や施設等と連携を図りながら開催に向けて検討してまいります。

次に、（3）の第4次利府町男女共同参画基本計画における共に築く家庭生活のための具体的な取組についてでございますが、父親に育児への参加意識を持っていただくよう、乳幼児健診等の案内チラシで父親の育児参加を呼びかけるとともに、父親が参加しやすい保育所行事の検討を行っております。

また、男性の育児参加を促進し、子育ての喜びや楽しさを実感してもらえるように、プレパパプレママひろばを年6回開催するほか、育児の不安解消を図るための講座や、家庭相談を実施しております。

さらには、子育てガイドブックやホームページ、広報紙やSNSなどを活用し、子育て支援に関する情報提供の充実を図るなど、家事や育児が一方に偏らず、共に支え合いながら家庭生活を築いていけるよう、各事業を実施しております。

次に、（4）の未就園児の数と支援の在り方や取組についてですが、今年の3月末の未就学児童数は1,678名となっており、このうち保育施設等に所属していない427名、全体の約25%が未就園児の数となっております。

また、未就学園児のうち3歳未満児が389名となっており、未就園児の約91%を占めています。本町では未就園児とその家庭に対する支援の在り方や取組につきましては、親子相談をはじめ、交流の機会場の場として保健福祉センター内に子育て広場ぺあっこを設けているほか、町内5か所に子育て広場を開設し、就園、未就園に限らず、保護者と一緒に御利用いただける居場所を提供しております。

また、保育所の一時預かりやファミリーサポートセンターの預かり事業を実施し、子育て家庭の支援を行うとともに、町が行う乳幼児健康診査時には、育児状況を把握するなど、必要な支援につなげる取組を行っていることから、今後も本町独自の取組を継続し、子育て家庭の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、（5）の養育支援訪問事業の内容や実績、児童相談所などとの連携についてでございますが、養育支援訪問事業については、乳児家庭全戸訪問事業、母子保健事業の相談や、関係機関からの連絡、通告などにより把握した情報を基に、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師や助産師等が訪問し、養育に関する支援や指導を行うもので、令和4年度

は18件の実績となっております。

また、児童相談所や保健所などの関係機関との連携につきましては、必要に応じてケース会議を開催するほか、助言をいただくなど、情報共有を図りながら適切な支援につなげているところでございます。

次に、（6）の保育の必要性の認定についてでございますが、法令に基づき保護者の労働または疾病等により、未就学児が家庭において必要な保育を受けることが困難である事由に該当する場合に保育の必要性について認定しています。

ふだん保育所等を利用していない未就園児の保育所利用につきましては、本年度国において実施している保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業の検証結果を踏まえた国の動向を注視するとともに、本町の認可保育施設の空き定員や待機児童の状況を勘案しながら、事業を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、第2点目の食育の推進についてお答え申し上げます。

まず、（1）の第3期利府町食育推進計画の中間評価及び町民意識調査結果についてでございますが、本町では食育は将来の健康に大きく影響する重要な課題であることから、健康増進計画である第3期健康日本21利府町計画と統合して、第3期利府町食育推進計画を策定しております。

中間評価につきましては、令和2年度に、はつらつ健康利府プラン検討会を設置し、各目標値の達成状況等を確認し、最終年度の目標達成に向けたより効果的な取組方法を検討する予定としておりましたが、新型コロナウイルスワクチン接種に向けた準備及び感染症対策業務を最優先で行ったため、中間評価は実施することができませんでした。

また、今年度策定する第4期計画の基礎資料とするため、昨年度に20歳以上の町民2,000名を対象に、食と健康に関する町民意識調査を実施し、現在アンケートの集計及び分析を行っているところです。

策定に当たっては、国や県の食育推進計画に基づくとともに、町民意識調査や関係団体のヒアリング調査の結果等を踏まえて、町の重点事項を定めてまいりたいと考えております。

次に、（2）の食育に関する啓発活動やイベント実施についてでございますが、本町では6月の食育月間及び毎月19日の食育の日について、広報紙やホームページ等を活用し、啓発活動を行っております。

特に、町内認可保育施設においては、食育月間に合わせて虫歯予防に関する指導や、野菜の



皮むき体験、保護者の給食参観など、様々な取組を行っております。

また、食育の日については、給食だよりに食育情報を掲載するなど、保護者への啓発を行っているところではあります。

議員御質問の食育月間に合わせたイベントは、現在のところ行っておりませんが、毎年開催の十符の里利府フェスティバルにおいて、食生活改善推進委員や保健所などの関係団体と連携し、健康体験コーナーを設置し、野菜の充足率の測定や、子供向けの食育パンフレットの配布など、食育に関する体験イベントや情報提供を行ってまいりました。

また、毎年11月のみやぎ食育推進月間には、塩釜保健所と共催して、イオンモール利府店において、まちかど保健室を開催したほか、町の食生活改善推進員と協力して、町民の皆様へ減塩レシピ集の配布などを行ってまいりました。今後も様々なイベントの開催を通じて、食育の推進を図ってまいりたいと考えております。

最後に、（４）の町内の保育所等における食育活動の内容についてでございますが、各施設ごとに行事食や郷土食を献立に取り入れ、食の大切さを伝えるとともに、園庭等で栽培した野菜を収穫し、給食で提供することにより食への関心を高め、食育活動の推進を図っているところであります。

また、残食を減らす取組につきましては、偏食のために食が進まない園児が食べることができたという自信が持てるように、量の調整や味つけの工夫をするなど、一人一人の子供たちの様子を確認しながら、調理担当者と保育士が連携して、子供たちにとって給食が楽しい時間となるように取り組んでおります。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 1番 今野隆之議員の御質問の第2点目の食育の推進の（2）から（6）についてお答え申し上げます。

まず、（2）につきましては、給食センターでは献立表や給食だよりで食育月間や食育の日などの周知を行うとともに、毎月食育の日の前後には旬の食材や行事食などを取り入れた食育の日献立を実施するなど、食育活動に取り組んでおりますので御理解願います。

次に、（3）についてでございますが、第4次食育推進基本計画では、食育推進に当たっての目標値の中に、学校給食における地場産物を活用した取組を増やしたり、地場産物使用の向上や栄養教諭による食に関する指導の取組回数などが目標値として設定されております。

本町での取組といたしましては、学校の指導計画に基づいた栄養教諭等の食に関する指導の

ほか、給食時間の訪問による指導などを行っております。

また、できる限り県内産、町内産の食材を使用した献立を行うとともに、その紹介や地産地消についてなどの様々な指導を行っております。

次に、（４）の小中学校での食育活動と残食を減らす取組でございますが、学校と給食センターの連携により、調理の様子を撮影した動画や写真などを活用した食育活動のほか、コロナ禍で一時中断しておりましたが、平成16年に設立しました食育ボランティア、キャベツクラブの協力による箸の持ち方など、食文化に関する指導なども行ってきております。

また、残食を減らす取組といたしましては、日々の残食量から残食の多いメニューの改善を行ったり、毎月1か月分の残食量を学校に周知し、栄養教諭等が食べることの意義や食の在り方などの指導を行っております。

そのほかにも、給食時間の訪問に調理員が同行し、作り手の思いを直接伝えるなど、児童生徒の食べる意欲を促す取組なども行っております。

次に、（５）と（６）とは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

食に関する指導の全体計画につきましては、各学校で作成しており、評価につきましても各学校の学校評価の中で行っております。

栄養教諭等の食に関する指導では、学校の実態に沿った指導内容となるよう毎年、年度当初に各学校に希望調査を行い、学級担任及び教科担任と栄養教諭で全学年対象として指導計画を作成し、指導に当たっております。

現在のところ、栄養教諭の増員については考えておりません。

また、食生活活用教材につきましては、栄養教諭の食に関する指導におきまして、一部活用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。今野隆之君。

○1番（今野隆之君） では、再質問していきます。

大きい1番の（１）と（２）ワンオペ育児は核家族化が進む中、男性の働き方改革や家族間など簡単には解決できない課題で、家事・育児は女性の役割という価値観が少しずつ変わってはきているものの、依然として日本社会では根強いです。

ワンオペ育児解消には、夫婦間のコミュニケーションや協力の下、男性の育児負担を増やしていかなければいけないと思っております。

明治大学の藤田先生の家事・育児分担の調査結果によりますと、まず母親の産休・育休中や復帰後に話合いの場を設けずに、成り行きで家事とか育児の分担が決まる傾向があるというふうなことで、その結果として母親の負担が多くなる。

2点目は、母親はほぼ全ての家事・育児をするが、父親の多くは自分がしたい家事・育児を選択する傾向がある。

3点目、夫の職場で男性の働き方が変わらなければ、妻はワンオペ育児の状態に葛藤しつつも、仕方がないと諦めたり、自ら負担を抱えこもうとしたりするとのこと。例えば、夫は洗濯は自分でやっていると思っているんですけども、妻は夫が洗濯機を回して洗濯物は干す、たたむのは私です。妻ですというふうなことで、夫側のやったつもり、自己満足は、私も含めて改めていかなければならないのかなと思っております。

ワンオペ育児は母親たちの幸福感を低下させる大きな要因となっています。ワンオペを含めた育児支援が必要な家庭の実態把握に努めているとのことですが、具体的にそのワンオペ育児の実態はどうなっているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

ワンオペ育児につきましては、議員御承知のとおり、母親または父親が1人で家事や育児をこなす状況におきまして、過大な負担となることで様々な問題の要因となっている状況と捉えております。

本町におきましては、県外からの転入などが増えているということもございまして、核家族化、そして共稼ぎ家庭の増加、また独り親家庭などの理由に伴いまして、主に母親が1人で家事や保育、そういったものを行うというような状況も徐々に増えてきているような状況と捉えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） ワンオペ育児の実態調査ですね、これは行っていないのでしょうか。調査結果を踏まえて、どう対応していくべきかを検討すべきではないでしょうか。単独で調査を行うということもできると思うんですけども、例えば、子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査とか、そういったものに組み込めないのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えします。

単独での調査というのには行っておりません。基本的には、乳幼児家庭全戸訪問といった形で、面談など対面式で、実際に目視ができるような状態での確認作業を行いながら、適切な支援事業のほうに努めているところでございます。

また、計画関係につきましては、来年度第3期子ども・子育て支援事業計画策定の予定がございますので、今年度におきましてその基礎資料となりますニーズ調査、こちらのほうを実施したいと考えておりますので、その中に含めまして状況を把握できるか、今後組み入れていけるかといったところを確認、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） ニーズ調査に含めて行うというふうなことですが、ワンオペ育児を含めた子育て世帯の状況とか、求めるサービスなどを把握するために実施するので、ワンオペ育児の調査項目をしっかりと検討していただいて、調査結果を施策に反映させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まずニーズ調査、こちらはワンオペ育児を含めた子育て世代の状況や、求めるサービスなどを把握するために実施するものとなっております。今後国のほうから設問案なども提供されてくることになっておりますので、そちらのほうの状況などを確認しながら、調査のほうは進めていきたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） では、次に移ります。

2、乳児家庭全戸訪問事業について伺います。

これは父親も対象の事業である旨を明確化しているのかどうか。また訪問できなかった理由、及び状況把握の方法、訪問の結果支援が必要とされた家庭に対する対応状況、運営上の課題を伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

乳児家庭全戸訪問事業につきましては、乳児とその保護者、また同居の家族などを対象として実施する事業でございますので、事業名のほうにも乳児家庭といたしまして、明確化を図っ

ているところでございます。

なお、乳児だけではなくて、産後の母の状況等を把握し、必要な支援につなげることも重要でありますので、面談は原則母親と行っているところでございますが、父親または祖父母などが同席して行われる場合もございます。

訪問できなかった家庭についてでございますが、令和4年度は1件となっております。こちらは、自宅への訪問をされたくないとの理由でございましたので、保健福祉センターへの来所による面談を実施しております。

また、訪問の結果、支援が必要な家庭についてでございますが、養育支援事業等につなげながら訪問、来所そして電話などによる継続した支援の提供を行っているところでございます。

また、運営上の課題ですかね。こちらにつきましては、保護者や乳幼児に会えずに実態の把握ができなくなることが問題の1つというふうに挙げられるとは思いますが、本町では現状そういったケースのほうはありません。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 厚労省が発表した仕事と育児の両立支援に係る総合的研究会報告書によりますと、乳児家庭全戸訪問事業の対象は、父親も含まれる旨を明確化すべきとされています。原則母親と面談をしている。まあ、お父さん、祖父母も入る場合もあるということですが、父親も対象の事業である旨を明確化すべきではないでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

まず、調査機関の考察の中で明確化をというふうなことでございますが、こちらのほうの事業につきましては、独り親家庭などへの配慮も必要となる場合がございます。様々な家庭がございますので、表現方法につきましては今後検討をさせていただければと思います。

また、今後について機会を捉えながら、父親の同席、参加といったことについて、その大切さについても周知のほうはしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 令和5年1月、国立成育医療研究センターは、乳児期に父親が育児に積極的に参加した家庭では、思春期の子供がメンタルヘルスの不調に陥るリスクが10%減るとい

う調査結果を発表しています。町では父親の育児参加の大切さについて、周知しているとのことですが、どういう方法で周知しているのか。また、育児だけに限らず家事についてはどうなのか。妊娠、出産、育児等に関する教室、講習会への男性の参加促進はどのような方法で行っているのか伺います。一部の男性の伝統的な性別役割分業意識がある中で、学校や地域においても、家事・育児分担の学習機会を提供していかなければならないと思います。

また、行政主導で男性の子育てへの関わりの支援、啓発活動を強く推進していくべきであると考えますが、町の考えを伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

まず町が参加しておりますベビーファースト運動、こちらのほう活用いたしまして、育児休暇を取得しやすい環境づくりをしていただくなど、職場など地域での男性の子育てへの理解、協力が得られるように普及啓発を行っていきながら、男性が家事・育児に関わる時間の確保が図られるようにしていきたいというふうに考えております。

また、各種チラシ配布や、プレパプレママひろばなどの各種事業において、父親の育児参加への意識の醸成が図られるように、男性の育児参加の大切さを引き続き周知していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） ここで、町内のお母さんの声を紹介したいと思います。

町でも一時預かり事業を行っていますが、空きがなかったり、手続きが面倒という話を聞きました。病院やネイル、ショッピングや映画鑑賞など、もう少し気軽にママたちの息抜きができると助かります。

育休中、泉のセルバで一定額買い物をすれば、数時間500円程度の保険代で一時預かりをしてもらえるサービスを利用したことがあります。カフェでくつろいだり、洋服を買ったり、息抜きになりました。利府もせっかくイオンがあるので、もっと気軽に保育してもらえるチャンスがあれば、ママたちの息抜きができてイオンも利益になるのでよいですね。

あとは、託児付きのワークショップ開催や、映画鑑賞会など、気軽にかつ安心してお子さんを預けて、1人になれる時間をつくることでいい気分転換になるのではないのでしょうか。リフノスでそんな企画があれば、ママたちうれしいですねということです。

子ども未来財団の子育てに関する意識調査報告書によると、孤立感を解消するため求められているのは、育児から解放されて気分転換する時間、話せる相手、相談できる相手、パートナーの育児の関わり等が上位を占めております。

気軽に息抜きができる、リフレッシュができる時間、場所の提供はとても重要だと思います。施設の概要やイベントについて周知を図るなど、参加しやすい環境づくりに努めており、開催については子育て世代のニーズを捉えつつ、検討していくとのことですが、周知はどのように行っているのでしょうか。また、アンケート調査等を行う予定はあるのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

まず施設の概要やイベントの周知でございますが、こちらにつきましては広報紙をはじめ、子育てガイドブックや、各種SNSを通じて行っております。

特に子育てガイドブックにつきましては、今年度リニューアルをしております、全面フルカラーとして、掲載内容についても見直しのほうを図っております。

また、わが街事典というアプリ、こちらのほうをインストールしていただければ、スマートフォンなどでも簡単に見られるように、利便性の向上を図っているところでございます。

アンケート等を行う予定につきましては、先ほどもお答えしましたが、来年度策定を予定しております子ども・子育て支援事業計画の基礎資料として、ニーズ調査を本年度中に行う予定としております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 子育てはできて当たり前だと考えてしまいがちですが、親が辛いときに、周りに助けてと言えて援助を受ける力ですね、受援力を高めていくことも課題だと思いますが、町としての取組を伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

受援力につきましては、母子健康手帳交付時、または乳幼児健診のときにリーフレットなどを配布し、周りの人に相談したり、支援を受けることも大事であるということを伝えております。

また、乳幼児健診の際に、問診票のほうがございますが、こちらのほうに相談者がいないと

回答してきた場合には、子育て広場などの利用を勧めるなど、相談先等の紹介を行っているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） では（3）に移っていきます。

内閣府男女共同参画局の発表によりますと、男性の家事・育児が日本の少子化を救う、子供がいる夫婦における夫の休日の家事・育児時間が増えると、第2子以降の出生率が大幅に増加するとのことです。ない場合は10%、6時間以上、休日に6時間以上家事・育児時間が増えると、6時間以上ですと87.1%に増加というふうな結果になっております。

第4次利府町男女共同参画基本計画について伺います。

父親への乳幼児健診等の参加の呼びかけは、今までは行っていなかったのか、父親へのですね。それと、父親の参加状況はどうか。保育行事の検討はどういった内容か伺います。

また、プレパパプレママひろばの内容、年間の実施回数、参加人数、うちプレパパの参加人数について伺います。

それと数値目標というのは立てているのかどうか。また、男女共同参画週間、これは6月23日から29日までの1週間となっておりますが、これの取組と広報、啓発活動について伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず初めに、本町の昨年度の出生の状況を見ますと、第2子以降の出生数が全体の約6割となっております。大変高い数値になっているということですので、お知らせさせていただきます。

次に、乳児検診等の呼びかけについてでございますが、最近新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、乳児への付添いの保護者については1名と限定をさせていただいておりましたので、父親の参加数は少数となっております。

今後は、案内チラシに父親の参加について記載し、周知することとしていきたいというふう考えております。

なお、父親の参加状況でございますが、令和4年度の実績といたしまして、各種健診受診者のうち、父親の参加率について平均は8.6%、全体で97人の方に参加をいただいているところでございます。

保育行事の検討につきましては、やはり保護者の方、仕事がお休みの方が多いということで



土曜日に行事を行うことで、参加しやすい日程としております。また、性別で区別されるような内容とならないように配慮したり、例えば運動会では親子参加種目を取り入れるなどの工夫を行いながら、父親が参加しやすいような環境を整えております。

プレパパプレママひろばについてでございますが、内容については両親で学ぶことにより、妊娠、出産、育児の不安を解消し、出産後の育児について自信を持っていただけるよう支援するもので、妊婦同士の交流、沐浴等のデモンストレーション、実技体験、そして歯科相談及び口腔チェックにつきましては、妊婦の希望者の方に対しまして実施をしているところでございます。

年間の実施回数は年6回といたしまして、令和4年度の参加人数は13組、41人、うち父親の参加数は19人となっております。

目標値については、開催目標として年間6回、1回の参加が最大で6組というふうになっております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） では、（4）（5）（6）未就園児……、

○議長（吉岡伸二郎君） 今野委員ちょっと、町民生活部長、答弁ある。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えします。

男女共同参画週間の取組といたしましては、これらを改めて認識してもらう機会といたしまして、広報及び啓発活動を行っておるところでございます。広報紙及び行政情報一斉配信サービス、それから役場の正面玄関の大型掲示板を利用した啓発、そしてより多くの方に男女共同参画について認識していただけるよう、イオンモールさんの協力の下、新利府南館のデジタルサイネージ、これは大型のものだったり、横断幕形式のものだったり、これらを利用して啓発をしているところでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） では、（4）（5）（6）未就園児問題等に関する再質問を行っていきたいと思います。

認定NPO法人フローレンス及び日本総研が行った全国調査の結果によると、未就園児を持つ家庭の過半数が、週一、二回、短時間での定期保育サービスの利用を希望している。一時預

かりサービスは利用実績が少なく、子育て世帯への支援策として十分機能していない。未就園児を持つ家庭のほうが親が孤独を感じやすく、同世代の子供の遊び相手が必要と感じている。

定期保育サービスの利用人数は、孤独を感じている家庭、虐待リスクが高い家庭ほど高く、子供への愛着度が低い家庭ほど低いとのことであります。

未就園児というと、保育所とか幼稚園に行っていない子供なんですけれども、親がどうしても保育所とか幼稚園に預けないで、自分で育てるわという方も当然いるんですよ。だから、未就園児は悪いというんじゃなくて、そういう方もいれば、あと未就園児で困っている、その問題で困っている方もいるというふうなことなんです。

それで、町では未就園児の数は427人とのことですが、年齢別の人数、実態はどうなっていますでしょうか。預けたくても預けられない家庭の把握はどのように行っているか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

まず、年齢別の人数、実態でございますが、ゼロ歳児193人、1歳児91人、2歳児105人、3歳児16人、4歳児11人、5歳児11人、合計で427人となっております。

預けたくても預けられない家庭の把握でございますが、こちらにつきましては保育施設への入所申込みを行っている中で、入所待機となっている児童の数として把握をしているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 町として、未就園児問題をどう捉えているのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

子育ては教育の基本となるのは家庭であるというふうに言われておりますので、町としても未就園児であること自体は、議員御承知のとおり、保護者の方針に基づく場合もございまして、一概に問題であるとは捉えておりません。

問題としては、やはり家庭に引きこもってしまったりすることで、社会とのつながりが途切れてしまうことではないのかなというふうに考えております。孤立してしまうことのないように、引き続き対策のほうに力を入れていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 次に、養育支援訪問事業についてなんですが、令和4年度の実績、これは18件ということですが、支援の内容について教えてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

人数の内容ではなく支援の内容ということによろしいでしょうか。（「はい」の声あり）それでは、助産師もしくは保健師の訪問によりまして状況を確認した上で、育児不安解消のための助言指導、そして情報の提供などを行っているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） こども家庭庁の新規事業の柱の1つが未就園児への支援であります。今年度から自治体でモデル事業を始めています。未就園児の保護者は周囲から孤立しがちで、行政との接点も乏しく、必要な子育て支援を受けられていない懸念が指摘されている中、定員に空きのある保育園で定期預かりといった新たな支援に取り組むとしています。

保育の必要性の認定については、仕事や介護等で子供を育てる時間を確保できないということが前提になりますが、多様な保育ニーズがあるわけですし、それに対応できる環境整備というのはとても重要だと思います。

昨日決定されたこども未来戦略方針によりますと、こども家庭庁は親が就労していなくても、保育を利用できる。こども誰でも通園制度、これ仮称ですけれども、それを始めるとのことです。両親が就労していなければ利用できない今の制度を改め、子育て世代の負担を軽くする狙い、こども誰でも通園制度が始まる前までの間、その期間、定員に空きがあれば、誰もが保育園を利用できるよう、町として国に要望を上げていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

こども誰でも通園制度、こちらのほうの開始についてということですが、まず本町におきましては年度末には70を超える待機が発生している現状でございます。法令に定められた基準に当てはまらない児童の入所について認めるのは、現在では相当困難な状況であるというふうに認識をしております。

未就園児の受入れにつきましては、一時預かり事業など、既存の事業でのまず対応のほうさせていただきながら、モデル事業を踏まえた国の動向を注視していきたいというふうに考えております。

この事業、実際に実施するに当たりまして定員の空き枠だけではなく、保育士などの確保、そういったところを国のほうでどのように事業開始に向けて精査していくか、そういったところをしっかりと確認をしながら、検討のほうをしていきたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 分かりました。

次に、大きい2番の（1）（2）に移っていきます。

中間評価、これについては令和2年度に予定していたということですがけれども、コロナ対策を最優先で行ったために実施できなかったと。それと町民意識調査の内容、集計、分析、これは今上がってきているんでしょうけれども、最終評価がいつになるか、その集計分析に合わせて、最終評価いつになるのか。第4期計画策定のスケジュールを教えてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

最終評価となるのかというふうなことでございますが、こちらは町民意識調査の集計分析、併せて関係機関へのヒアリング調査なども行っておりますので、そちらの結果も含めて、最終評価とする予定としております。

第4期の計画策定のスケジュールといたしましては、今年度計画策定懇話会を4回開催することを想定しておりまして、12月にパブリックコメントを実施し、令和6年3月の策定、そして公表を目指すこととしております。懇話会の方法、8月に実施する予定にしておりますので、こちら第1回目に向けて一応今現在業者のほうで集計、分析のほうを行っておりますので、そこでまず懇話会の委員の方たちのほうにお見せをした上で、内容のほうを再検討させていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） そうすると、町民意識調査の結果というのはまだ出ていないので、例えば特に問題になる点とかそういったのはまだ分からないということによろしいですね。ありがとうございます。

食育月間、食育の日については、広報紙、ホームページ等を利用し普及活動を行っているということですが、国が作成した食育月間のポスターはどこに掲示しているのか。もし国から例えば1枚とかしか来ていなかった場合、1枚をどこかに提示しているのか。それとも、例えば

プリントとして、いろいろ、例えば本庁舎とかあと各学校保育施設にも掲示して、広く啓発してはどうかと私は思うんですね。

それで、何で6月が食育月間なのか、皆さん御存じでしょうか。食育基本法が成立した月が平成17年度6月であることや、学校生活とか、社会生活とかが落ちついて、進学、就職、転勤等の影響が少ない6月ということで、食育月間となったと。

それと食育の日の日付ですね、これなぜ毎月19日になったか御存じでしょうか。食育の育というのが19を連想させることに由来する。加えて、食が初、初めですね、1、あと9、食、1、9を連想させることもその理由とされています。

私自身、この食育月間とか食育の日というのは分からなかった、実際子供が献立表とか持ってきて初めて私は分かりました。よろしくお願ひします、そのポスターについて。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、掲示のほうでございますが、こちら町のほうには1枚しか来ておりません。そのため現在は、保健福祉センターの乳幼児健診等を開催しております会場となります大ホールの前に掲示をして、啓発のほうを図っているところでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 本庁舎にはそうすると掲示はしてないということですよ。各学校、保育所、保育園に対して提示してはどうかというふうなことでお話ししましたが、それに対してはどうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

掲示していけるように準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） よろしくお願ひします。

食育月間の取組、これについては町内認可保育施設において、給食参観とか、クッキング等様々な取組を行っているということなんで、非常にすばらしい取組だだと思います。保護者の感想、子供達の反応はいかがででしょうか。また、各施設で行っている取組は町が取りまとめて、

各施設において共有が図られているのかどうか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

まず、保護者の感想でございますが、保育所のおかげで食べ物に関する知識が、親が教えていなくてもたくさん知っているというふうな意見、また家ではなかなかできない郷土料理や季節の料理などを経験することができてありがたい。また、保育所の給食では野菜を食べることができて、大変ありがたいというふうな御意見のほうをいただいているところでございます。

また、子供たちの反応でございますが、食材の特徴や調理方法などに興味を持っていただいたりとか、クッキングや栽培などを通じて食べ物の大切さや食事の準備に参加する喜びを感じていただいている様子が見て取れます。

そして、何といたっても保育所での体験を楽しかったということで、おうちの方に伝えている状況というのはとてもすばらしいなというふうに考えております。

また、各施設で取り組んでいる取組、こちらのほうにつきましては、菅谷台保育所のほうが主となって行っております町内保育所栄養士研修会、こちらのほうで共有させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） ありがとうございます。

では、教育委員会に対しての再質問を行っていきたいと思います。

まず、子供の基本的な生活習慣の形成についてということで、朝御飯ですね、朝食の摂取というのは栄養補給だけではなく、体内時計のリズムを整えるために必要であって、適切な生活習慣の育成、心身の健康の保持につながります。

小中学生の朝食欠食率は、文科省の全国学力学習状況調査結果によると、令和3年度は小6で5.1%、中3で7.1%、令和4年度は小6、5.6%、中3、8.1%と増加しました。町の目標値はゼロ%ですが、この結果を町としてはどのように捉えているのか。また、目標値を達成するための取組を伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

町内児童生徒の全員へのアンケートではないんですが、小学5年、6年生、それから中学校

2年生を対象とした調査では、全く朝食を食べていない児童生徒は2.6%というふうになっております。この2.6%という数ですけれども、家庭環境によるところが大きいかなというふうには思いますが、親が食べなければ子供も食べないと、様々な家庭環境があり、そのような数値になっているのかなというふうには感じているところです。

また、目標値を達成するための取組についてでございますが、第4次食育推進基本計画の10ページのほうには、この当該目標については、健康上の理由から朝食摂取が困難な子供に配慮し、安易に目標値の達成のみを追い求めることのないよう留意するというふうにございますので、その辺には十分に留意しながら行っている取組としては、朝食の大切さということについて学校で様々な指導の中で取り組んでおります。

また、栄養教諭等の食に関する指導においても、指導内容の1つとして盛り込んでいるというところがございます。

それから、給食センターのほうで作っている給食日より、または学校で作っている保健だより等でも、繰り返し掲載し、指導しているところがございます。

なお、その際に子供だけではなくて、今後家庭を巻き込んだ食育というところの内容で進めていければと考えているところです。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 子供が朝食を食べないというのは、親が食べないと子供も食べなくなるというのもありかなと私も思います。いろんな機会を捉えて、啓発、指導のほうよろしく願います。

（4）国の第4次食育推進計画において、学校給食における地場産物、国産食材を使用する割合を維持向上させることを目標として定め、学校や地域において、取組を積極的に推進していくとありますが、町としての目標値、達成するための取組を伺います。

また、学校給食、地場産物使用促進事業とは、可能な限り農薬の使用を抑え、子供たちの栄養のバランスを考えて、安全・安心な利用にしていく事業です。

令和4年度の学校給食における地場産物及び国産食材の使用割合、これは金額ベースですけれども、宮城県は地場産物56.5%、国産食材87.3%、全国平均は地場産物56.5%、国産食材89.2%となっておりますが、利府町はどうなっているか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

令和4年度学校給食における地場産物、国産食材の使用状況調査は各都道府県内の調理施設7か所を抽出している調査でありまして、本町は該当していないため、金額ベースでの実績の検査はしていないという状況です。

ただ、ほかのところで分かっているところで、利府町の学校給食での県産品使用割合は、全食品数の平均41.8%というふうになっております。また、その中で利府町産品の使用割合は、平均で10.3%というふうになっております。この調査による県の平均値は39.8%ですので、若干上回っているという状況であります。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 学校と給食センターの連携によって、調理の様子を撮影した動画とか、写真を活用して食育活動を行っているとのこと、すばらしい取組だと思います。実際に給食センターの調理場を見学することが一番だと思うんですが、ぜひ児童生徒に見学させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

コロナ禍以前は、希望する学校の給食センター施設見学を実施しておりました。衛生面、それから施設の広さ等の問題等もあるので、また一度に受け入れる人数にも限りがあるところではございますが、学校からの希望があれば、今後実施も可能かなというふうに思っておりますので、どのような形で実施できるかというところを相談の上、実施の方向で考えていきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 次に、食育ボランティア団体キャベツクラブについてですけれども、これはどういった活動をしている団体なのか。それと、このキャベツクラブ、私は初めて聞いたんですけれども、以前一般質問でも答弁として出てきたんですけれども、町民の認知度というのが低いと思われるんですけれども、町としてもっと広報等していくべきではないでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） では、お答えいたします。

食育ボランティアのキャベツクラブは、学校給食を通して食の在り方や、食をめぐる環境等の指導を行うところでありまして、箸の正しい持ち方ですとか、食事のマナー指導、それから残菜肥料を使用した環境学習等の学習の指導等を行っております、子供たち一人一人に寄り



添って指導するような活動を行ってきております。

ただ、コロナ禍によりまして、活動を中止していたところがございますが、今後状況を見ながら活動が再開できるように支援していきたいと考えております。

また、再開というふうになりましたらば、ぜひ学校だより、給食だより、ホームページ等で広報していければなというふうと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 分かりました。

次に、残食率についてですが、令和3年度の平均で小学校は14.4%、中学校で17.9%となっていますが、直近の数値を教えてください。

また、残食の多いメニューはどのようなものなのでしょうか。メニューの改善は具体的にどのように行っているのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） では、お答えします。

令和4年度の残食率は、平均で小学校で16.3%、中学校のほうでは18.7%というふうになっております。

残食の多いメニューとしては、ヒジキですとか、切干大根の煮物、それから魚など定番の和食メニューが多くなっております。

メニューの改善については、残食が多いものは出さないということではなくて、味つけですとか、調理の仕方、食べやすい大きさに食材の切り方を変えるなどの工夫を行っているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 令和3年度と比較して4年度は増えていますよね。この残食率が増えた要因を分析していれば教えてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

残食率が少し増えているところではございますが、コロナ禍の影響ということがあって、そもそも欠席する児童生徒の数が増えているということが考えられるかなというふうに思っております。

また、アレルギーの子供も多くなっているということで、そのことも考えられるかなという

ふうになっているところです。

また、子供の数、児童生徒数が多い学校については若干多めに配っているというところもありますので、そこも関係はしているかなというふうに思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） では、最後の再質問になります。

各学校で作成している食に関する指導の全体計画ですね、これがまだまだ保護者には余り見えてこないんですよ。それでやっぱりこの全体計画というのは、計画を立てて当然評価というのがあると思うんですよ。それで、評価があって次につなげていくというふうなことだと思うんですが、やはり保護者に対して、計画の内容をこれぐらいはお知らせしてもらいたいと思うんですね。

例えば、学校だよりとか、給食だよりですかね、そういったのでお知らせしていくべきと考えますがいかがでしょうか。食に関する指導の報告では、その評価の結果を示すだけではなくて、しっかりと取組内容を評価して改善していかなくちゃいけないと思うんですね。やっぱり見える化をもっともっと図っていくべきだと考えますがいかがですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

議員が御指摘のとおりかなというふうに感じております。現在でもその給食だより、学校だより等で一部お示ししているところありますが、今後もう少し内容を検討して、そのような方向で進めてまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、1番 今野隆之君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時25分とします。

午前11時13分 休憩

---

午前11時23分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 土村秀俊君の一般質問の発言を許します。土村秀俊君。

〔10番 土村秀俊君 登壇〕

○10番（土村秀俊君） 10番 共産党の土村秀俊でございます。

微妙な時間帯の質問で、ちょっとなかなか複雑な心境なんですけれども、なるべくスピーディーに進めていきたいと思います。

それでは、質問事項は2点です。

質問事項の1、国保財政、税率の改定についてです。

令和5年3月定例会で、令和5年度からの国保税改正条例が審議されました。私は採決のときの反対討論で、収入が伸びず、景気回復も遅れ、円高などの影響により食料品や光熱水費などの高騰で国保加入者の生活が厳しい中、国保税を引き上げるべきではないと、税率改定の理由もあまり明確ではないということ述べました。

それを踏まえて、以下の点について伺います。

（1）税率改定により、今後の国保財政の展望について、町はどのように考えているのか伺います。

（2）税率改定に至った要因についての考え方を伺います。

①県へ納付する事業費納付金と、町民の医療費の増加を検討した結果、税率改定が必要と町は考えたのかどうか伺います。

②県が示した市町村標準保険税率、国保税ですね。標準保険税率より、利府町の国保税、保険税率が低いことが税率見直しの要因だったのかどうか、伺います。

③今回の改定で国保の均等割と平等割の負担が増えました。子育て支援として子供、これは今就学児については半額減免されておりますけれども、そういった点で小学生以上の均等割の減免、これを検討する考えはないか伺います。

質問事項の2、インボイス実施についてです。

今年の10月からインボイス制度が実施されるに当たり、該当する法人、個人の方が今インボイス登録が行われております。しかし、新たな税のシステムであり、特に免税業者の方からは、登録の是非などの不安や、懸念の声がありました。インボイス制度実施への町としての関わり方について伺います。

（1）インボイス制度実施による町内の事業者への影響や現状把握と、相談体制への支援など、町としての考え方はどうなっているのか伺います。

（2）町が発注をする物販、委託工事などの事業取引に参入する免税業者の対応について、町はどう考えていくのか伺います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、国保税率の改定について、2、インボイス実施について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 10番 土村秀俊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の国保税率の改定についてお答え申し上げます。

まず（1）と（2）とは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

最初に、今回の国民健康保険税の税率改正に至った要因についてでございますが、議員御承知のとおり、今年2月に開催された議員全員協議会において説明させていただいたところですが、本町の保険税率につきましては、県が提示する標準保険料率よりも低いため、県から提示される事業費納付金の額に達しないことにより、これまで財政調整基金を取り崩すなどして財政運営を図ってまいりました。

しかしながら、被保険者の高齢化に伴う医療機関の受診機会の増加や、医療の高度化などにより、医療費の増加に歯止めをかけることは容易ではない状況下であり、国保財政の硬直化は避けられないとの判断に至ったことから、被保険者の負担に極力配慮しつつ、税率改正を実施したものです。

引き続き、利府町国民健康保険第2期データヘルス計画に基づき、特定健康診査をはじめとした各種保健事業を実施し、医療費の適正化に努めていくとともに、県から毎年提示される事業費納付金や標準料率を勘案し、必要に応じた税率の改正について検討してまいります。

次に、（3）の子育て支援策としての子供の均等割の減免についてでございますが、令和3年12月定例会の一般質問において、安田知己議員にも答弁させていただいておりますが、国保財政につきましては、事業費納付金等の状況に応じて税率改正の検討が必要な状況であり、このような状況下で新たな軽減策を創設することは困難であると考えております。

しかしながら、国の制度改正により令和4年度から未就学児の均等割が軽減されておりますことから、本町としましても小学生以上の子供について軽減対象とするよう、国、県に対して要望しております。

次に、第2点目のインボイス実施についてお答え申し上げます。

まず、（1）の町内の事業者への影響や現状把握、相談体制への支援などについてでございますが、国の消費税に関する制度ですので、町としては事業者への影響など現状を把握することはできておりませんが、年間売上げが1,000万円以下の免税事業者であっても、インボイス発行事業者の登録を受けなければ、従来の取引に影響が出る場合があることは承知しております。

インボイス制度の周知につきましては、国税庁や税務署などが主体となって特設ホームページや説明会を実施しており、宮城県商工会連合会などにおいてもセミナーや個別相談会を開催していただいております。

本町の相談体制につきましては、インボイス制度に関する正しい理解と、取引事業者の実態に合わせた情報提供が必要となりますので、利府松島商工会と連携して、個別相談会を実施しているところでありますが、町内の事業者から登録についての相談を40件程度受けていると伺っております。

町といたしましては、今後も国の動向を注視しつつ、ホームページ等により情報提供しながら、利府松島商工会等と連携し、インボイス制度の周知に努めてまいります。

最後に、（２）のインボイス制度実施後の免税業者への町の対応についてでございますが、今年の10月から始まるインボイス制度の実施により、年間売上げが1,000万円以下の免税事業者であっても、インボイス発行事業者の登録を行った場合は、課税事業者となることから、消費税の申告納付が発生し、納税事務の負担が増加することになります。

一方で、インボイス発行事業者とならないことも選択できますが、取引先によっては仕入れ税額控除ができないなど、取引を敬遠されることが懸念されますので、制度内容を十分把握した上で、それぞれの事業実態を考慮した上で、登録の是非について各事業者自ら判断することとなっております。

また、地方公共団体の入札において、インボイス発行事業者の登録をしない免税事業者を入札に参加させないことを要件とする入札参加資格を定めることが適当ではないとの国の要請があることから、本町が実施する物販、委託工事などの事業取引において、免税事業者が不利益となるようなことは考えておりません。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） それでは、質問事項1の（1）今後の国保財政の展望についてということで、答弁では町の財政が硬直化していると、県に納める事業納付金の額に町の税収が追いつかないというようなことが答弁としてなされています。

今後、県へ納付金を納めることができるように税率の改正をしていくということでもありますから、税率の改正というのは税率を引き下げる改正ではないというふうには思うわけですが、県に納める納付金が足りないというわけですから、それに合わせるために税率改正を検討するということは、値上げを前提として今検討を重ねて、今後検討を重ねているというふう

に考えていいのかどうか、その辺について伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えします。

毎年、県へ納める事業費納付金が増える中、財政調整基金は年々減っている状況で、さらには今年度で県による激変緩和措置がなくなるといった状況がございますので、できれば下げたいのですが、基本的には負担が増えるのは避けられないのかなというふうに分析しております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） 今の部長答弁では負担は避けられないということですので、改定を考えているというのは、値上げを前提に改定を考えているというふうに受け取っていいのかどうか。

もう1回再度伺いますけれども、その前に県に支払う事業納付金と、町が収納している国保税の収納額と、あるいは税率ですけれども、その関連についてどうなのかということについて伺いますけれども、県へ納付する事業納付金というのは、この5年間大体7億円台ですね。それから、町民から集める国民健康保険の税収が幾らかといえば5億円台なんですね。

そうすると、そのギャップは1億5,000万円ぐらいあるわけですよ。今までは基金をやりくりしたとかいろいろありますけれども、あと国からの助成金とかもありますので、そういうのをやりくりしながら、7億数千万の県の納付金を納めていたわけですけれども、そうすると回答で言うように、県の納付金に合わせて、その税率を改定するというお話だったんだけど、税率値上げというか、ということになると思うんだけど、そうすると県から請求してくる7億円と、町が集めている税収5億円台のギャップの1億5,000万円を今後埋め合わせられるように、国保税の税率を改定していくというふうに単純に考えていいのかどうか、その辺について伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えします。

事業費納付金につきましては、いろんな項目を重ね合わせて出しているものですので、あと私たちのほうの税金と、さらにはかかっている医療費ということもあるんですが、これが圏域化されたということで、計画からいっても簡単にプラスマイナスで出てくるものではないというものでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） 何か複雑な答弁なんだけれども、質問要旨はですね、今後の町の財政の展望についてということで、その答弁が今あったわけですがけれども、事業費納付金との県の税率、町の税率との絡みね、関連についてのお話があって、それを埋め合わせるために改定が必要なのかなというようなお話でした。

ただ、国保税の展望についてですがけれども、今答弁にあったお話もありますけれども、町の国保税のホームページというのがあります。そこには今答弁があったものと、少し違う表現で書かれているんですね。町のホームページ、国保のホームページにはこう書かれているんですよ。今後の税率の検討方法についてという見出しがあって、そこにはこう書かれているんですね。

5年前に国保が県で統一化された、単位化されたわけですがけれども、それ以降市町村に対して、標準保険料率が示されてきていると。そして、令和6年度以降は、来年度以降ですね、令和6年度以降は標準保険料率を基に国保の税率を設定するということを検討していくと、しっかりはっきり書かれているわけですね。そうするとこの文章の中には、県に納める事業納付金のことについては一言も書かれていないわけですがけれども、そうすると今後の国保の展望といふかな、国保の税率の改定の展望のことですがけれども、それについてはどういうふうはこちらとしては受け止めていいのか。

今答弁にあったように、事業納付金によって税率を改定していくのか。あるいは町のホームページにある、国保のホームページにあるようにですね、標準保険料率、県が示す標準保険料率に合わせて保険税率を改定、言ってみれば値上げをしていくのか。その辺について、今後の法定税率の展望について、町の考え方としては両方考えているのかどうか分からないけれども、答弁と町のホームページとちょっと違うんですね、要点が違うので、その辺についてはちょっと交通整理といいますか、どういうふうを考えて受け止めればいいのか、それについて伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えします。

事業費納付金と標準保険料率の関係でございますけれども、標準保険料率につきましては、国民健康保険法におきまして圏域化されたことによって、将来的な保険料負担の平準化を図る観点からも、県としては示さないと、示しなさいというふうにされております。この目的というのは制度の安定運営ということで計算されているんですがけれども、それについては所得情報

とか医療費情報とか保険者情報を参考に算出しているものなのでございますが、当然的を外れたものではなくて、そのような目的を果たすために出されているというふうに考えておりますので、そちらを参考としながら、あとはその年度年度で変わってくる医療費などによって変わってくる事業費納付金、こちらを考え合わせながら、改定については毎年度、常に検討していかなくちゃいけないのかなというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） 今の答弁だと、最初の答弁にプラスして両方考えています、総合的に勘案して税率改定を検討していくというお話だったので、議会での答弁はそういう状況ですから、それも今町のホームページにはその事業費納付金のことについては一切書かれていないんで、その文面についても、やっぱり町民がこの国保税どうなるのかなということを見るわけですから、国保税のホームページを見て、そしてなぜ引上げが必要なのかということについて、あのホームページ上では、標準税率のことしか書かれていないんで、そこにやはり今部長が言ったような答弁の内容についても書き添えるということも必要だというふうに思うんですけども、その辺についてはどうですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） 分かりやすく表現するというのも当然必要だと思いますので、制度について広く分かってもらうということも、この制度の安定運営に必要かと思われまして、必要に応じてプラスしていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） じゃあ淡々と進みます。

（2）の①ですね。（2）の①では事業費納付金、今お話しありましたけれども、事業費納付金とそれから町民の医療費の増加、これらをいろいろ検討した結果、税率改定が必要というふうに今も町長の答弁でもありましたけれども、改定が必要になったというお話でしたけれども、そこで伺いますけれども、事業費納付金と医療費の増加が増えているから、増税ということになったわけですが、町の、今いろいろお話ししましたけれども、町の国保に関するホームページには、利府町の国保の財政状況を示す様々な表が示されているわけですが、その中に、県に支払う事業費納付金の過去5年間の推移と、それから町民がかかった医療費の5年分の各年度の金額がしっかりと掲載されております。

この表を見ると、どちらも確かに少しずつ増えているということは間違いはないんですけど



も、事業費納付金について言えば、毎年大体2,000万円ぐらいずつ増えてきているわけですが、県に払う事業費納付金というのは先ほど言いましたけれども、約7億円ですから、2,000万円ずつ増えてきているとはいっても、全体の率からすれば、二、三%の増加率に過ぎないというか、増加率になるわけです。町民にかかった医療費の伸びについても、令和元年と令和2年度は、この表で見れば、コロナの影響によってすごい受診控えがあったわけで、この2年間は前の年より医療費がかなり少なくなっている年もあります。

令和3年度は、2年度が少なかったもので、かなり2割近く医療費伸びましたけれども、コロナが安定してきた去年、4年度、今年の3月までですけれども、前年と比較して6%の伸びです。さらに5年度、今現在進行中ですが、5年度はまだ決算額は出ていないから予算の数値で推定するしかないんですけれども、予算の数字で試算すると、逆に令和4年度よりも町民にかかった医療費というのは、マイナスになってくるんですね、予算書で見ると約3%ぐらいマイナスになっているんです。

福島さん、言いたいことあるかもしれないけれども、私予算書しか、実際の今現在進行中の医療費分からないので、予算書でしか試算できないんですけれども、予算書も一定の根拠があって、組み立てている数字ですから、それを予算書から見れば、マイナス3%前年比より少なくなっているということになっていますので、これを見ると事業費の伸びも、医療費の伸びも、安定して微増といいますか、そういう状況に思うわけですが、こういう状況で見て本当に事業費納付金と医療費の推移について判断をして、医療費の国保税の引上げが適正だったというふうに判断できるのかどうか、それについて伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えします。

まず医療費でございますが、議員おっしゃるとおり予算時の計算になりますので、実際には出てきた数字が23億1,000万円でございますので、やはり増えているような状況でございます。これらからどうして上げたのか、どうして今なのかというようなお話だと思いますけれども、最初に申し上げたとおり、医療費が増えている、あと事業費納付金が増えている。そして、基金残高が減っている。一時は3億円以上あった基金も、試算なんですけれども、今年度末では1億円を切る可能性もちょっと出てきたということでございます。

併せて、県の第2期国民健康保険運営方針において、設定されておりました激変緩和措置、これ平成30年から行われてきたんですが、本町におきましては約1億円以上ずつ入っております。

して、5年度につきましては1億2,000万円、これが5年度で終わることになっております。このままいくと、どうしても立ち行かなくなってしまうと。

今まで平成中期に増額して以来、方式の改定以外につきましては、行ってこなかったのですが、これ以上はどうしてもというような総合的な判断で今回改定を行ったということでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） 今、説明がありましたけれども、特に事業費納付金について、過去5年間は、震災の影響だと思えるんですけども、震災の影響は関係ないのか。制度が実施したからでなかったですか。激変緩和措置ということで、1億円以上、今までは7億円ずつ納めていたんですけども、激変緩和措置がなければ8億2,000万円ぐらい納めなくちゃいけないのが5年間県で負担していたというか、差引きして請求していたから何とかやりくりできたけれども、令和6年今年から、来年から令和6年度から激変緩和措置がなくなるということで、これはかなり深刻な話なんですよ。

つまり、冒頭言いましたけれども、7億円納めると。そして、その財源として国保税の税収が5億円しかない、1億5,000万円ぐらいのギャップがあって、そのギャップを埋めるために税率をこれから改定、改定というか、検討しなくちゃいけないという深刻なお話があったわけですけども、1億5,000万円のギャップを埋めるために、この税率改定をしていくというお話だったんですけども、そこに激変緩和措置がなくなれば、そうすると1億5,000万円と1億2,000万円足すと2億7,000万円のギャップが逆に生まれてくるということで、そうすると税率改定の考え方としては、2億何千万円を埋めるためにさらなる改定を検討しなくちゃいけないというふうになるわけですけども、その辺についてどういうふうを考えていくのかということと、この激変緩和措置の1億2,000万円ですね。

激変緩和措置をなくしたということで、かなり激変な事態が起きるわけですけども、このことについて、激変緩和措置を受けているのは利府町だけではなくて、おそらく全ての自治体が本来納めるべき金額より1億円とか、仙台市みたく何十億円も激変緩和措置されているかもしれない。実際規模によって金額違うと思うんですけども、いずれにしてもその自治体に応じた激変緩和金額になっているわけですから、それが一気になくなるということになると、かなり深刻な事態になるというふうに思うんですけども、そういう点で関連した自治体との協議

というのもあるのかなというふうに思うんですけども、その辺について現状どうなっておるのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えします。

改めてそのように議員のほうに数値で分析していただくと分かりやすいかと思うんですけども、我々としましては安定した制度を安定させるために、また世界的にもすぐれていると言われている国民皆保険制度を維持するためにも、安心して医療を受けられる環境を持続的に提供していくために、どうしても最悪の事態のシナリオに備える義務があるかと思われま

す。ということで、最悪最悪で考えるところもある、考えていかななくてはいけないところなんです。実際に県のほうから事業費納付金が出てきてみないと分からないというところもありますし、何があるか分からないというのがありますので、今後は毎年出てきた段階で検討していくということになるかと思

います。激変緩和措置などでございますが、これは30年から行われてきていますので、この間に町としての体力のようなものを整えなさいというところだったかと思うんです。ただ、これまでどうしても被保険者に寄り添った形で極力上げてこなかったのが、今回上げたところなんですけれども、このような状況なので、本来であれば大幅な改正も避けられなかったのかもしれないんですけども、北陸電力さんが電気料を上げたというニュースがあって、それが1.4倍になるというので、非常に話題になったかと思うんですが、その状況とは似ていたんですが、本町の場合はそれでも最低限の改正にとどまって、毎年見ていきますよというような判断を行いましたので、そこは御理解いただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） 北陸電力と比較してどうなのかというお話ですけども、これ以上言わないけれども、ちょっと②のほうに移りますけれども、県が示す各市町村の標準保険税率というのがあるわけですけども、利府町の実際の保険料税率が県が示す標準保険税率より下なんです。少し低い。部分によってちょっと高い部分もあるんですけども、おおむね大体低いんですけども、それに合わせるためにも今回の、3月のときの税率改定が必要だというような説明があったんですけども、その点についてちょっと伺いますけれども、県が示す標準保険税率、あまりふだなじみのない言葉なんですけれども、県では毎年、県に統一化されてから過去5年間ですけども、県内の35市町村に対して標準保険料率というものを公表しておりま

す。

それと併せて、実際に県内の35の市町村が国保税で町民、住民に付している税率も併せてセットで公表しているんですよ。これを比較してみると、県の示している標準保険税率と実際の各市町村、35の各市町村の税率というのは全く合っていません。御存じだと思いますけれども、合っていないんですよ。大体高いんですよ、県の示す保険税率かなりね。

所得割も均等割もそして平等割も高かったり、あるいは低かったりするんですけども、ほとんど35の市町村がばらばら。県の示す標準保険率とは合致していません。ですから、標準保険税率を計算して、県は公表する意味というのは、将来的には県の自治体の国保税を統一化するための1つの何か、何ていうか、資料にするためなのかもしれませんけれども、全くこの5年間を見れば、何の意味もないなというふうにちょっと思うんですね。

そして、さらに県も、県の国保のホームページがあるわけですけども、県の国保のホームページでは、県が標準保険料率についての説明があるんですけども、これは県がある基準、ある基準というのは、その基準は説明されていない、明記されていないんですけども、県がある基準によって設定した理論的数値ですと、理論的な金額ですというふうに書いてあるわけです。

つまり、現実的ではないと言っているようにも受け取れるわけですね。さらに、各自治体の国保税の税率というのは、それぞれの市町村が地域の実情を勘案して決定しますと、県では述べているわけですね。ですから、その文章の中には標準保険料率の各自治体を参考にしてくださいというふうにしか書いていないわけです。

ですから、県の示したこの税率、これを参考にしてそれに合わせるように、市町村が国保税の税率を決定しなさいとは一言も書いていないんです。これも参考にですね、これを参考にじゃない。「も」と「を」でかなり違うんですね、これも参考にして各市町村は自分のところの国保税の税率を決めていいというふうに言っているわけですね。

ですから、それを見れば、一覧表を見れば各自治体の実際の税額を見ればほとんど県の標準保険料率というのは無視して、無視はしていないのかもしれないんですけども、あまり気にしていないと、重要視していないというような状況になっているなど。県のホームページの一覧表を見れば感じるわけです。ぜひ皆さんも見ていただければいいなと思いますけれども。

それを踏まえて、今後の税率の改定について、県の標準保険料率は無視しろとは言いませんけれども、あまり重要視しないで、ホームページに書いてあるように重要な位置づけをしてい

るわけですが、それほど重要な位置づけを、県がこれは机上の空論ではない、机上の計算だと言っているわけですから、そういう点で現実にちょっと一体化していないんで、そういう点で標準保険料率については、それほど気にして国保税の改定の重要な要因として考えていく必要はないのではないかなと私は思うんですけども、町の考えはどうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えします。

標準保険料率、税率につきましては、国民健康保険法で目的としては標準的な住民負担の見える化や将来的な保険料負担の平準化を図る観点から示すこととされているとなっております。省令によって所得情報等から算出しているものと理解しております。

本町でも実際には従っていない、そこまでたどり着いていないところではございますけれども、法律、省令で規定されていまして、制度の安定運営を目的に算定していることは明らかでありますので、道義的にもまるっきり無視することはちょっとできないのかなというふうに思っております。

参考とすべきであろうし、実際数値的にも的を射ている部分もあるのかなというふうに認識しておりますので、先ほど申し上げたとおり、これも参考としながら決定していきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） 標準保険料率について、町民としては標準保険料率について町がどういうふうに捉えているのかということについては、議会とこういうやりとりを見ていただければ、理解もできますけれども、そうでなければ、町が示しているそのホームページで見るしかないわけですが、現在、冒頭言いましたけれども、現在の町の国保のホームページには県が示す標準保険料率に合わせるために、令和6年度、来年以降税率改正を検討していきますとはっきり書いているわけです。

ですから、先ほども言いましたけれども、これを見た町民が標準保険料率、標準国保税率にするために、来年度以降も値下げをするとは思わない、値上げをしていくのかなというふうに不安を感じる方もいるというふうに思います。

そういった点で、ホームページへの計上について、先ほどこれが要因だけじゃなくて、ほかにも要因があるだろうということで、それも明記しろということも述べましたけれども、ただ、この標準保険料率については言ってみれば強制力はないんですよ。

これも参考にするという程度で、町の国保税というのはあくまでも町が決めるということになっておりますので、そういうことを踏まえて、この標準保険料率に合わせる必要ありませんとはホームページに書く必要ないんだけど、これも一定の参考にして、これに合わせるために税率を上げていくんだというふうな書き方になっているんだけど、これも参考にしながら改定を、令和6年度以降、改定をしていくことも検討するというかな、表記については少し検討して、書き方、標準保険料率に合わせるために、来年度以降税率改定していくんだと断言しているわけですから、そういう書き方じゃなくて、これも一応1つの、たくさんある中の1つの参考にするという程度なんだけど、そういうふうを書く必要はないけれども、ちょっと表現を検討すると、書き方ね、表現の仕方を検討するということもあっていいのかなというふうに思うんですけども、その辺についてどう感じますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えします。

表現については検討させていただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） （3）に行きます。

小学生以上の均等割の減免について、以前も安田議員が質問ありましたけれども、そのときとちょっと違っているわけですね。今回は値上げをしたわけですから。均等割と平等割の負担が大きく子育て世帯の皆さんにも負担が増えたという事態を受けての小学生以上の子供たちの均等割を検討する必要があるのではないかという質問なわけですけども、今回の税率改定、税率の引上げで一番大きいのは、均等割の負担増なわけです。

少子化対策や子育て支援にもこれは逆行するという点から、せめて子供たちの均等割、全額減免という方法もありますし、半額減免とか、3割減免とかいろいろありますけれども、減免の金額については町が検討すればいい、していただければいいと思いますけれども、そういう減免のいろいろな手だてを検討する必要があるというふうに思うんですけども、その辺について、子育て支援との関係を踏まえると、やっぱり必要なんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺についてまず伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えします。

前向きにという話はちょっとできかねるところなんですけれども、総合的に判断していき

いと思います。

答弁にもありましたとおり、なかなか持ち出しでというのは難しい、現在でも国と県との補助で未就学児の半額というのは実現しているところですので、要望していくというところだったんですが、たまたまというかですね、本日県のほうから改善要望報告というの上がってきて、それについては未就学児となっているところなんですけれども、対象を増やすとか、割合を増やすとか、年齢を増やすとかというようなことの要望をしたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） いろいろ要望を強めていただくということはすごく必要だというふうに思います。

答弁には、国保財政は非常に逼迫して、税率改正の検討が必要な状況であると最初の答弁にあったけれども、財政が硬直化しているということで、厳しいという中で軽減策、新たな子供たちの軽減は無理だと、困難だということを答弁としてあったわけですが、町の国保財政が厳しいということは、そうなのかもしれないんですけれども、その国保財政を支えているのは誰かといえば、その国保の加入者ですから、国保の加入者の世帯、そちらのほうこそ財政的に非常に厳しい状況になっているというふうに思います。

今回の補正予算の中でも、国の支援金を使いながらですけれども、様々この物価高騰対策ということをつつことになっています。それほど異常な物価高騰、光熱水費の異常な値上げという、まさに国保世帯の皆さんの家計こそが硬直化しているというか、非常に深刻な状況になっているわけです。これについては国も町も物価高騰で、住民の暮らしが大変になっているということは認識しているというのははっきりしているわけです。

特に、国保世帯の皆さんの所得収入は、国保世帯に入っている方の皆さんの収入、所得は少ない人も数多く入っているということははっきりしているんです。はっきりしているというのは町の国保の世帯数は約6,000世帯ですけれども、その半分の世帯が所得が少ないからということで、国保税の減免されているわけですよ、7割、5割、2割ですけれども。そういう半分以上の世帯の方が国保税の減免をされているということを見ても、国保加入世帯の現状が厳しいというのは、これは今回のこの物価高騰以前からずっと国保の世帯の皆さんは収入が、所得がかなり厳しいということになっているわけですから、そういう中で均等割と平等割の増税とい

うのを本当にすべきだったのかというふうに思います。

討論でも言いましたけれども、そして均等割と平等割というのは収入が増えなくても国保に加入している子供たちも含めて、人数によって高い均等割が課税されるわけですが、そういった点で、今回の特に均等割のほうですね、均等割の課税の負担増というのは適正な対応では私はないというふうに思います。

本来であれば、全体的な国保税加入者の皆さんの税率引下げというのが今必要な措置、状況、情勢だというふうに思いますけれども、そこは一旦保留をすることも、取りあえずやはり今全国的にも子供たちの均等割の減免というのは、それは仙台市みたく3割とか、松島は全額とか、あと全国的に見ても、いろんなさっき言ったように3割とか5割とか全額とかいろんな方法で助成している自治体が今増えてきつつあるわけですね。

そういうことを踏まえれば、今こそやはり均等割減免というのは必要だというふうに、子供たちの均等割の減免というのは必要だというふうに思うんですけども、そういう検討も県に要望しながら、町も独自に考えていくと、対応、対策を打っていくという必要があるというふうに思うんですけども、町の考え方もあります。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えします。

子供の均等割の減免でございますが、費用的なものを試算しましたところ、今少なくとも金額が出てきましたので、もう少し分析していかなくちゃいけないのかなというふうに思っています。区切りとか、金額を、何ですかね、割合を考えるとかというようなところで、継続的に検討はしていきたいと考えます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） 国保税の改定については今までの議論のやり取りで総括して聞きたいというふうに思いますけれども、危機的な状況ということをいろいろ強調するわけですが、基金の問題、医療費の問題、県の事業費納付金の問題、あと標準保険料率の問題と、その4つが主な税率改定の今後の展望の要因だというふうに思うんですけども、ただ町のホームページとか、決算書とか予算書が示すいろんな指標を見ると、例えば基金であれば5年度末では1億円近く残るし、それから5年間の実質収入、5年間のね、国保財政の実質収入も収支も毎年五、六千万円黒字が出ているわけですね。

そのほか、いろんな医療費の伸びとかもありますけれども、それだってそんなに極端に増え



ているわけでもないんで、そういうことを見ると本当に危機的状況なのかどうかという点について、ちょっと疑問を感じるんですけれども、その辺についてどういう見解なのか、最後に聞いて終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えします。

一番最後何か危機的な状況の強調で終わるのは残念なんですけれども、実質単年度収支につきましては3年度も4年度もマイナスになっておりまして、1,300万、5,700万とマイナスとなっております。基金につきましても、1億2,000万ですけれども、今年度末には9,000万になることもちょっと見えております。

この金額につきましても県内の市町村の中でも、金額的には3番目に少ない金額で、一番は多分御想像されるかと思うんですが、南のほうの町なんですけれども、規模がいろいろございますので、一概に比較できないかと思ひまして、一人当たり直したところ、これでも2番目に少ない金額になっておりますので、本当に今まで上手に使ってきた基金がないというようなこともありますので、その危機的状況というのは何とか理解していただいて、ただ、それでも我々としては、極力寄り添って負担の少ないような財政運営をしていきたいというふうには本当に思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、10番 土村秀俊君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩とします。

再開は13時0分とします。

午後 0時11分 休 憩

---

午後1時05分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番 遠藤紀子君の一般質問の発言を許します。遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 15番 遠藤紀子でございます。

本定例会には、2点の質問事項を提出しております。どうぞよろしく願いいたします。

1点目です。行政区の見直しを。

利府町は、平成の時代に入り大きく発展し、大規模住宅団地の開発により人口も急速に増加いたしました。今も商業施設や宅地開発が行われ発展は続いております。

しかし、平成初期に造成が始まった住宅団地では若者の流出が続き、高齢化、少子化のモデルケースのような状態になっております。町内会への加入者が減り、地区の子供会や老人会、婦人会などの組織が次々と消滅してきております。

町は、26の行政区を設定しております。しかし、行政区ごとの世帯数の幅はあまりにも大きいと思います。これからの地域コミュニティを維持するためには、きめ細かな福祉や防災を考える上でも今の行政区割りでは問題が多いと思います。そこで伺います。

（1）行政区と町内会の違いは何でしょうか。また、行政区長はどのように選出されているのでしょうか。

（2）平成29年、地方公務員法が改正されました。行政区長は、これまでの特別職非常勤職員には該当しないことになりました。町はどのように判断したのでしょうか。

（3）県内の市を除いた自治体では、行政区が細かく分けられております。人口規模が同程度の柴田町は42行政区、大和町は62行政区であります。世帯数が多い行政区は、細分化する必要があるのではないのでしょうか。

（4）各町内会には、町から地域活動事業交付金や行政文書配布委託業務などの補助金、交付金が出されております。大規模な町内会を分けた場合、それらの補助金などは世帯数に応じて受け取ることは可能になると思います。町は配分をどのように考えているのでしょうか。

2点目です。投票率を上げる努力を。

今年8月には町議会議員選挙、秋には県議会議員選挙が行われます。選挙年齢が18歳に引き下げられても、投票率は選挙のたびに下がる傾向があります。若者を投票に向かわせるためには、全国では様々な工夫がなされております。商業施設はもとより、大学や高校にまで投票所場を開設している自治体もあります。

町民に身近であるはずの町議会議員選挙でも、2007年、55.94%の投票率が、2011年、50.44%、2015年、43.3%、そして2019年には38.71%まで下がりました。もちろん政治的無関心が一番の原因と思われませんが、権利があるのに迷惑をかけてはと、投票所に行かない障害者や移動手段の困難な高齢者の問題を考えなければならないと思います。そこで伺います。

（1）期日前投票所が人の集まる大型商業施設内にも増設されました。効果をどう捉えているのでしょうか。また、当日も投票できる共通投票所にすることはできないのでしょうか。

（2）投票所における障害者への配慮は万全でしょうか。どのようにしたら投票しやすいか、当事者の声を聞く機会を設けるべきではないのでしょうか。

（3）高齢者施設、介護施設の入所者の投票所への送迎はあるのでしょうか。

（4）災害時要援護者名簿等が各行政区にはあると思います。地域包括支援センターや民生委員などの協力で、移動困難な人の送迎希望リストを作ってはどうか。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、行政区の見直しをについては町長、2、投票率を上げる努力をについては選挙管理委員会事務局長。初めに町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 15番 遠藤紀子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の行政区の見直しについてお答え申し上げます。

まず（1）の行政区と町内会の違いについてでございますが、町内会は住所を有する者の地縁に基づいて、地域コミュニティを形成、維持するために組織された任意団体となっています。

一方、行政区は町と地域住民との連絡調整等を図るため、行政区長設置規則において、その区域を定めているもので、行政区長につきましては行政区域内の住民から推薦を受けた者に対し町が委嘱をしております。

次に、（2）の行政区長は特別職非常勤職員に該当しなくなったことについてでございますが、平成29年に地方公務員法が改正される前は、行政区長は地方公務員法で定める附属の委員や専門的な知識経験等を有する者に該当することから、特別職の非常勤職員として位置づけられておりましたが、改正後は任用要件が厳格化され、行政区長は特別職には該当しない旨の見解が総務省から示されました。

このことから、町では特別職の非常勤職員から地域住民の代表である行政協力員に位置づける判断をしたものであります。

次に、（3）の行政区の細分化の必要性についてでございますが、今年の4月から新中道行政区を追加し、26の行政区になったところでありますが、議員御指摘のとおり行政区域内の人口は約160人の行政区から4,000人を超える行政区もあることから、それぞれの地域コミュニティを維持するには様々な課題があることを認識しているところです。

現在の行政区は、平成12年4月の行政区長制度導入時に検討を行い、町内会の区域を基に設定することとし、各町内会に御理解をいただきながら決定した経緯がございます。

今後、各行政区から区域の細分化についての要望が出された際には、町としても地域の現状を把握し、慎重に調整を進めてまいりたいと考えております。

最後に（４）の地域活動事業総合交付金や、行政文書配布委託業務についてございますが、利府町地域活動事業総合交付金につきましては、町内会が実施する地球環境美化活動事業や、防災活動事業など５つの事業に対して交付するもので、世帯数や面積等によって補助金額を算定しております。また、行政文書配布委託事業については、世帯数によって委託料を算定しております。

このことから、議員御質問の町内会を細分化した場合の補助金等につきましては、各事業の算出方法によって算定し、配分するものと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、選挙管理委員会事務局長。局長。

○総務部総務課長兼選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） 15番 遠藤紀子議員のご質問にお答えいたします。

第２点目の投票率を上げる努力をについて、お答え申し上げます。

まず、（１）の大型商業施設内へ期日前投票所が増設された効果についてでございますが、町民が買い物等に合わせて投票することが可能となったため、投票の利便性が向上したものと考えております。

昨年の７月に実行された参議院議員通常選挙において、本町では初めての試みとして、イオンモール新利府南館で実施し、午後１時から午後７時までの時間帯で投票日直近の６日間にわたり開設したところ、約1,100名が投票し、気兼ねなく親子で投票所へ来られることのほか、駐車場スペースも広いことなどもあり、大変効果的な取組になったものと捉えております。

さらに、イオンモールからも地域貢献の一環として積極的な協力をいただいております。今後も本町の選挙啓発の向上につなげてまいりたいと考えております。

なお、当日の共通投票所への切替えについてでございますが、投票率向上のためには、大変有効であると考えますが、二重投票防止への対応のため、町内に14か所ある全ての投票所とオンラインシステムで結ぶ必要があり、システムの構築や回線工事など様々な問題、失礼しました、様々な課題があることから、切替えには時間を要するものと考えておりますので、御了承願います。

次に、（２）の投票所における障害者への配慮についてでございますが、本町では車椅子に乗ったままで投票可能な高さの記載台や、入り口の段差解消のためのスロープなどを既に設置しており、また目の不自由な方への点字投票や、高齢者の方への代理投票など、お困りの様子の方には積極的に声かけをし、可能な限り配慮するよう努めているところでございます。

なお、当事者の声を聞く機会についてでございますが、実際に投票所で町民の皆様からいただいた要望や御意見につきましては、選挙事務従事者間で共有するとともに、選挙管理委員会へ報告し、対応に努めているところでございます。

今後とも明るい選挙推進協議会や、障害者の関係団体から意見をいただくなど、さらなる環境整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、（3）の高齢者施設や介護施設の入所者への投票所送迎についてでございますが、現在町では投票所への送迎等の交通支援は行っておりませんが、各施設と連携しながら、投票所までの送迎や施設内での不在者投票の実施を推進しているところでございます。今後もさらなる不在者投票制度の周知等に努めてまいりたいと考えております。

最後に、（4）の災害時要援護者名簿等を活用した移動困難者の送迎希望リストの作成についてでございますが、議員が御心配されますとおり高齢化社会が進む中、移動手段の確保につきましては、選挙に限らず本町としての大きな課題と捉えております。

しかしながら、災害時要援護者名簿につきましては、災害時の支援を目的に作成されたものであり、御本人の同意を得た上での名簿登用となっていることから、議員御提案の選挙での送迎支援に利用することはできませんので、御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の答弁を許します。遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） まず（1）からお願いいたします。

行政区長の選出の仕方が区域内の住民から推薦を受け、町が委嘱しているところでしたが、あくまでも町内会長の充て職ではなく、推薦で受けているということですが、必ずこの形式を取っているのでしょうか。私の記憶の範囲ではこういったことはなかったように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えします。

行政区長設置規則第二条で区域内の住民の推薦が必要となっておりますので、それに従いまして推薦をいただいて、委嘱しております。具体的には副会長さんとか、前会長の推薦が多いようでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） では、26行政区ですけれども、町内会長さん以外が行政区長さんをなし

ているところはあるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えします。

ございません。全て町内会長さん、連合町内会長さんもいらっしゃいますけれども、町内会長さんが行政区長さんを兼ねております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 町民の意識も全くそうだと思います。町内会長イコール行政区長と皆様思っていると思います。今、手元にちょっと書類等を持ってまいりましたが、全部議長の承認を得ておりますので、御了解ください。

名取市の例を、先ほど福島部長からもいただきまして、私もネットで検索いたしました。名取市では行政区長を募集しているんですね。名取市は131名の行政区長さんがいらっしゃいまして、一応区域での行政区長募集というものがありませんでした。そして、業務もしっかり明記されておりまして、とてもいい仕組みだなと思いました。

こういったよその地区では、町内会長と行政区長は全く分かれているところも調べてみるとあると思います。お仕事内容も名取市ではしっかり業務内容が明記されておりまして、町内会長の仕事と、それから行政区長の仕事、全く重複しないような仕組みになっております。非常にいい仕組みだと思いました。

こういった行政区長の制度、名取市、福島部長も調べていただいた資料も頂戴しておりますが、こういった制度をどうお思いになりますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えします。

本町の例しか分からないものですから、何とも言えないところなんですけれども、行政区長制度としましては平成12年から行ってございまして、特に問題なく、ないのかなというふうに認識しておりますので、参考になる部分があれば参考にしたいなというふうな感想でございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 特に私の一般質問の前段でも申しましたけれども、非常に大きな世帯数の行政区では、こういった名取市の仕組みも非常に参考になるのではないかと思います。改

めて、御協議いただきたいと思います。

私の手元に平成16年の資料がございます。行政区長に関する調査、近隣市町村比較表というのがありまして、平成16年というのは2004年ですか、人口が3万2,000人ぐらいのときでしたけれども、この一覧表を見ましても利府町は行政区がこの段階で25でした。七ヶ浜が38、それから大和町は60、この頃は多賀城市も区長制度がありまして、46の行政区長さんがおりました。

このようにして見てみましても、やはり利府町は世帯数の差が非常に大きく、26というのはあまりにも少ないのではないかなと思いました。

それで今、仙台市や塩竈市、申しましたけれども、多賀城市も区長制度がなくなりました。この区長制度がないということのどうしてなくなったのかというようなことはお分かりになりますでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えします。

多賀城市の例では、令和2年の4月になくなっているということで、質問にもありました町内会長が私人となったというようなことがきっかけで、なくなったとは聞いております。どうなんですか、そもそもその行政区長制度というのは、町内会に対しまして町が関与しないような仕組みづくりが必要だということで、それまでの町内会長、町の下部組織みたいに誤解されるようなことを回避するために始めたものですので、すみ分けがきちんとできているからなのかなというふうには思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 今は行政区どころか、町内会もだんだんなくなってくるような、都会ではそんなような流れができております。また、後ほどその問題にも触れますが、まずは（2）の今も部長がおっしゃったように、私人と位置づけられた。今までの特別職から私人となられた。この私人となられたことで、どのような変化があったのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えします。

令和2年の4月からそれまでの特別職から私人ということになったものでございますが、特に変更はないと思われまして。逆に変化しないように、こちらで配慮したというふう聞いております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 配慮をなされたということで、区長さんとしての立場を今までどおりの立場にしておきたいという思いがあるのだと想像できますが、令和2年に特別職から私人となられたということで、これは行政区長会でしっかりと説明なされたことなのでしょうか。お願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えします。

令和2年3月の行政区長会で説明をしております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 皆様、行政区長の皆様、令和2年の行政区長会で説明なされたということですが、本当に理解なさっているのかどうかということが非常に疑問になりました。

実は、私は青山地区に住んでおりまして、総会の資料というのが今年度2023年の資料が、総会資料がございます。ここには、相変わらず特別職という名前で出ているんですね。ですから、本当に行政区長さん、皆さんに立場が変わりましたということがしっかりと認識されるのか疑問に思いましたがいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えします。

区長会がきちっと時間を取りまして、資料をつけて丁寧に説明しておりますので、認識されているというふうには理解しております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 私人というと非常に私たちと同じ立場というような感じがありまして、今までの特別職ですと、例えば守秘義務がありますとか、あるいは専門的知識があつて助言とか提言ができる資格を持っていますとか、そういうことに当てはまらないので、私人と、ほとんどの自治体では私人となったと理解しておりますが、そういった例えば守秘義務とか、そういったものは私人になっても同じくあるということで、よろしいでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えします。



行政区長の守秘義務につきましては、区長の設置規則第8条で規定しているとおり、区長は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするとしておりますので、そこで担保されているかと思えます。

なお、町内会長につきましても、町内会長も個人情報保護法の対象団体となることから、個人情報保護法で規定されているものでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 今のそういう規定で縛られているということは、私人でいいのかしらという疑問も多少湧いてまいります。ちょっと私人という言葉は誤解されやすいとも思いますが、けれども、地方自治法で決められたことですから、あくまでも私人になったということで理解いたします。

（3）の要望が、とにかく利府町は行政区が大まか過ぎるというか、この平成16年の資料で見ますと、でも25、そして今回新中道が入られて26行政区になりました。こんなに少ないところは見回して県内ないんですね。質問書でも申しましたように、柴田町では42行政区があると。人口規模がほぼ同じだと思います。

柴田町の場合は500世帯以上の場合、副行政区長を置けるという規定がありまして、1人ではなく2人という形を取っているようで、これはちょっと予算が膨らんでしまったということもあるんですけども、そのような形を取っているようでございます。

ですから、例えば今この一覧表を見ますと、平成16年の段階では1,000世帯以上のところが3か所でした。3町内会でした。それが今は6町内会になりました。例えば世帯数も大きくなりましたし、全世帯数は平成16年が9,887世帯で、現在が1万4,119世帯に大きく膨れ上がっております。ですから、ますます町長の昨日の一般質問にもありましたけれども、青山地区とかまた世帯が増えていくわけです。一番大きいところは、今1,700以上の世帯を持った1行政区でございます。

1人の行政区長さんで果たしてやっていけるのかという疑問が素朴に湧いてまいります。同じ行政区長さんでも、一番少ないところは世帯数でいきますと174世帯ですか、のところもありますし、一番多いところで1,775世帯と、この開きというのは何かひずみができるのではないかと思います。行政区を細かくしてはどうかと私質問いたしましたけれども、役場サイドでは行政側では、これを細かくしなさいとは今さらには言えないですね。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えします。

答弁書にもございましたとおり、この行政区長制度を始めたときに、町内会イコール行政区ということで、当時の町内会長さんに御相談をしながら、決定した経緯がございますので、議員おっしゃるとおり、こちらの都合で急にというのはなかなか難しいかと思えます。もしやるとしても、相談しながらというような声があれば検討するといった形になるかと思えます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 唯一の方法は町内会から、例えば私の青山町内会ですと、3つに分けることができます、2丁目、3丁目、4丁目とございます。そこを300、400世帯ずつぐらいですけれども、ちょうど適正だとは思っているんですが、その町内会からぜひ分けてくださいとでも声を上げない限りは、ほぼ不可能だと考えてよろしいですね。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えします。

実際の現在行政区としての単位が大き過ぎるといったお話は当然なくて、その前の団体、固まりである町内会があまりにも大きくなって、それを分割できないかというような相談はございます。なので、そういったこともございますので、その町内会はその町内会で分割のための検討会なども行っておりますので、あくまで町内会としてどう考えるかというのが最初になりますので、我々がどうだというような、ちょっと言いづらい立場にあることを御理解ください。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） お答えしづらい質問ばかりで申し訳ありません。とにかく地域活性化の専門家がおっしゃるように、自治会は基本的に任意団体で、地方自治体には指導監督権限がありません。業務をお願いしている立場でもあるため改革を強く迫ることはできませんという論評が出ておりました。確かに任意団体であるがための今の体制ですので、ただただ大きな町内会、私もそこにおりますと、本当に町内会を抜ける方も年々増えてきておりますし、この流れは、例えば下のほうでも新しく建ったおうちの方たちも、町内会にというところある町内会、会長さんのお話ですけれども、うちは入りませんというお話で非常に御立腹なさっていました。

その町内会長さんは、広報とかごみ収集ができなくなるという認識をお持ちでしたので、

それはないと思います。町内会を抜けても。逆に町内会を抜けても、何がデメリットがあるのというようなのがある程度の世代で広がりつつあると思うんですね。そうすると、町内会もだんだん崩れていくのではないかなと思っております。町内会イコール行政区ですから、子供会も親が忙しいからと、次々と消滅してきております。

ですから、本当に大きな、こういった行政区、町内会というのは、コミュニティはもうつくりづらくなっていると思うんですけれども、その点ちょっと町長、お考えをお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長、答弁できますか。町長。

○町長（熊谷 大君） 再質問にお答えしますが、すみません。今の御質問はコミュニティについてどう思うかということなのか、内容が……、

○議長（吉岡伸二郎君） 町内会の存続等々について、あとちゃんとコミュニティつくれるのかという今後の見通しかと。

○町長（熊谷 大君） 福島部長が答えていたとおりでございますので、区長さん、または町内会長さんからのまずは御意見が一番になってくると思いますし、それ以上のことはお答えはできないんですけれども、今現状うまく回っているということであるならば、今それをどうにか細分化して人を再編するというのも難しい話なのかなと思っているんですけれども。すみません、ごめんなさい。議長、私もちょっと意図がよく分からないので、これ以上はお答えできないんですけれども。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 難しい質問だと捉えたようですけれども、とにかく町内会の中でコミュニティがなければならぬと、例えば防災に関してとか、あるいは高齢者支援とか、町内会単位でやっていただかなければならぬことが多々あると思うんですが、私自身細分化してはどうかという質問を出したときに、民生委員さんが45人いらっしゃるんですね。私はその数の行政区があったら動くのになあと思いました。

今、若い人たちも町内会に入るメリットが分からないというような、当局にもそういった質問の電話はあるそうです。ですから、だんだんと町内会に入らなくてもいいじゃないかというものが広がった場合にどうなるのかなと思いました。

東京などでは、2016年と2022年を比べると144の町内会が東京都の49ですか、49、区や市の中で140、この16年と22年を比べると144も町内会が消滅しているという話でした。仙台市ももちろんこういった問題を抱えているんですけれども、仙台市は行政区長制度ありません。町内会

長、私は8年間、5万円で働いてるんだよと言われたことがありますけれども、行政区長制度はなくて、町内会長さんだけでやっています。

ですから、そもそもが行政区長という制度と町内会長という制度と、必要であるのかしらという疑問も湧いてくるわけです。ともかく、行政区、町内会、私の中でもちょっと混乱しているところもあるんですけども、例えば私の中で、先ほども申しましたように青山地区ですと3つに分けてもらえば、300、400ぐらいでうまく世帯数が動くんじゃないかと思いましたが、子供会もなくなりました、青山では。

でも、3.11の震災のときは、青山小で水が3週間止まりまして、大規模な給水所になったとき、ボランティアをしてくれた全部で八十数人集まったんですけども、その多くは子供会で知り合った子供たちでした。あの頃は非常にコミュニティが強かったものですから、私は平成3年に引っ越してきましたけれども、子供会も盛んでしたし、もちろん子供の数も多かったし、それで非常にコミュニティが取れていて、お花見があったり、芋煮会があったり、そういったコミュニティがあったから、うまく震災も乗り越えられたんじゃないかなと思いました。

今は本当に希薄になっておりますし、例えば（4）に入りますけれども、いろいろな補助金を頂いております。これを例えば、細かく頂ければこの中で高齢者支援の補助金が入っております。青山ですと29万円ですか、ぐらいを頂いているんですけども、これは体育館でやっていた敬老会がなくなりまして、その分地域で温かな敬老会をやってくださいという趣旨で、各地域に出された補助金でございます。

ただ、うちは1,100以上の世帯数ですから、うちの町内会はやりませんと。敬老会はもうできませんと、人数が高齢者が多いですから。そういった本来は、高齢者が楽しみにしているようなことも、うちの地区だけでなく、よその町内会からもただただ物を配るだけで終わりというようなことが聞こえてまいりました。

ですから、私はこれからの福祉、防災考えるときは、もっと世帯数の小さなもので考えていくべきだと思いますし、今から26行政区をどうのこうのしろということは行政は無理だと思います。せめて柴田町のように、例えば副行政区長を置くとか、1人の町内会長に任せずに、町内会長イコール行政区長になっておりますから、副行政区長を置くというようなことを考えてみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えします。

副行政区長の設置ということでございますが、副行政区長の役割とか、そういったことも検討しなければならないと思います。人員が多ければ、少ないよりは運営が困難になるということは想像ができます。ただ、行政区長さんの多くは経験豊富で信頼の厚い方もたくさんいらっしゃるので、既に円滑に運営している町内会も多いと思われまます。例えば、少ないのであれば少ないなりの問題も増えることよっての連携とか、人材の確保など、どうしても区長さんの感覚によるものが大きいと思いますので、その点の要望などもあれば、我々としましては相談しやすい雰囲気づくりは日々しているつもりでございますので、情報を共有しながら区長会の役員会とか、行政区長会と連携しながら、検討していければと考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 行政区長さんが仕事をしないとか、いろいろそういうことではなく、やはりあまりにも大きい行政区、それから小さくて温かなコミュニティをつくっている行政区、いろいろと私も拝見させていただいております。

ですから、せめて大きな行政区には副行政区長さんを置いてくださいとか、あるいは町内会を分けても結構です。その補助金を円滑に分けていただければ、活動も子供たちを見守ることもできますし、コミュニティの形成にはやはり予算も必要でございますので、できれば行政区長さん、今年度の予算では1,900万円の予算がついておりました。非常に行政区長さんの報酬というのも大きくなればなるほど大きな額になってきますし、これから住宅も増えますから、間もなく2,000万円の予算がつくだろうと思いますけれども。

また、世帯割の額も利府町は非常に、比べますと結構大きいほうなんです。そういったほうの見直しというのも行政側はできるのではないかと思いました。私は小さな、なるべく小さなコミュニティで、温かな町内会ができますことを願っております、この質問をさせていただきましたが、町長はこれに対しては何か御意見はございますでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） ちょっと私は、今遠藤議員が御質問されているのが、青山町内会の代表として質問されているのか、それとも個人の思いで本会議という場所で御発言されている、ちょっと意図が読めません。行政指導で細分化をしてほしいということの要望をされているのか、副行政区長制度というのを導入しないのかという提案をされているのか。ちょっとごめんなさい、どう答えたらいいのかと私ちょっと困惑しているんですけども、本会議場でどう

いう遠藤議員は立場で御質問をされているのかというところ、ちょっともう少し詳しく御質問をしていただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 私は青山に住んでおりますので、青山の事例を出しましたし、私の青山町内会は非常に大規模町内会でございますので、事例として出させていただきました。

町長が、私の趣旨がこの一般質問の場でやるようなものではないと受け取れましたけれども、私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、ただただ大きな行政区だけで、もうコミュニティは動かなくなってきているよ、町内会は入らなくてもいいじゃないかという流れを何とか止めたいと思いましたが、災害や福祉の面で、コミュニティイコール町内会だと思っております。ですから、この質問をさせていただきました。また改めて町長とも個人的にお話ししたいと思いますが、よろしく願いいたします。

2点目に入ります。

障害者の選挙、全国的に投票率が低いのは分かります。（1）の大規模な商業施設での選挙、割合効果があったようでございます。7月にあった選挙ですか。これで、要は期日前投票でございましたから、当日、日曜日ですけれども、その日はここは開けられなかったし、いろいろなオンラインでの装置等々まだ時間がかかるというお話でした。

間もなく夏あるいは秋に選挙がありますけれども、その辺り共通投票所ということの開設は無理なのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 選挙管理委員会事務局長。

○総務部総務課長兼選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

先ほどの一般質問の答弁でお答えしましたとおり、共通投票所にするには様々な課題がございます。一番の課題といたしましては、全投票所をオンラインのネットワークでつながなきゃいけない。それには、工事費、それからシステムの開発経費等々、様々な経費的な課題もございます。

先ほど答弁申し上げましたとおり、いずれ将来的には共通投票所というのは、大変投票率、ないしは投票しやすい投票所ということで有効なことかとは思いますが、現時点で今年の町議会議員選挙、県議会議員選挙に向けてそれを実行していくというのは大変難しい課題なのかなと捉えてございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 投票日は日曜日ですので、お店側にとっても利点があると思いますし、投票する方にとっても買い物ついでという非常に、仙台市のアエルが一番投票率がよいというふうな話も聞いたことがありました。ぜひ早くに構築していただいて、共通投票所というのは当日も期日前もできますという投票所ですので、これはなるべく早く、システムを構築していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（吉岡伸二郎君） これから事務局長というふうに指名させていただきます。事務局長。

○総務部総務課長兼選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

先ほどと重複になるかもしれませんが、すぐにはちょっと厳しいというふうに捉えておりますけれども、将来的には利府町に限らず共通投票所というのがもっと全国的にも普及していくと思われまますので、将来に向けて調査、他自治体の事例等を研究してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 他自治体では、質問書でも申しましたけれども、高校にまで広げたり、いろいろ工夫しておるようでございますので、ぜひ1日も早く構築できるようにお願いいたします。

（2）の障害者への配慮でございますが、いろいろ点字ですとか、代理投票等々がありますけれども、例えば軽い障害を持った方、私が今の局長にお願いしたんですけれども、一度は支援学校の先生が投票しなさいとおっしゃって、18歳選挙になったもんですから、一度投票所で前例がありませんと言って断られてしまったという苦情が私のところに来ましたので、選挙管理委員会にお伺いして、次のときはしっかり選挙できるようにということで、非常に配慮していただきました。

こういった問題はこれからも出てくると思いますので、障害というのは本当に千差万別だと思います。でも、なるべく権利だけはかなえてあげたいと思いますし、障害の程度によっても、投票可能な方がかなりいらっしゃると思いますので、その辺当事者の声を聞くというのが大事なことでございますから、ぜひそういった障害者、利府町の障害者福祉協会とか、手をつなぐ親の会とか、そういった団体がございますので、当事者の声を聞くという機会を持つてはいかかと思いますが、いかがですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 事務局長。

○総務部総務課長兼選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、そういった障害者関係の会議等々において、どちらかと言いますと今までは選挙管理委員会として、そうしたお声というのを積極的に聞きに行くとか、そういった姿勢がもしかしたら少し弱かった部分があるのかなと感じているところですので、今後関係課、例えば地域福祉課であったり、そういった部署とも連携を図りながら、そういった方々の声により積極的に耳を傾けて、より投票しやすい環境というものをつくってまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） この春の統一選挙に向けて、NHKの教育テレビで、ハートネットテレビ、そこでみんなの選挙というのを2年ぐらい前からいろいろアンケートを取ったりして、非常によい番組をやっておりました。今もネットで公開されておりますが、各自治体のいろいろな工夫とか障害に応じて、例えば軽度の知的障害の方にどのようにしたら理解してもらえるのかとか、方法がいろいろ出ております。

選挙管理委員会の中でもそういったものから、受け取るものが多いと思いますので、ぜひ参考にして、学んでいただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 事務局長。

○総務部総務課長兼選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

例えば点字投票、目の不自由な方への対応につきましても、我々選挙事務従事者みんなが理解するよう努めているところではございます。ただ、以前議員からお話ありましたとおり、ちょっと対応が不備があったということで、その場で投票できなかったという事例も聞いてございます。

今議員おっしゃるような、そういったなかなか投票に行くのを、行きたいんだけどもためらってしまうというようなそういったことがないように、我々も積極的にそういったNHKさんの番組だったり、そういったものも参考にしながら、より障害を持った方々に寄り添った対応ができればというふうに考えておりますので、今後勉強してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ぜひいろいろな、皆様で共有していただきたいと思います。

（4）になりますけれども、選挙管理委員会だけでなく福祉部との連携というものが必要なのかなと。特に、高齢者で車ができなくなった方たちの送迎という問題、これによって投票は諦めてしまうという方が現にいらっしゃるわけですから、これを対処するために、私なんかも



自分の選挙のときに今まで確かに応援して下さった方で、御主人を亡くされた方をうちの夫が運転したことがあるんですけども、これはあんまり大々的にやったら選挙違反になるのではないかなという思いもありました。

ですから、ぜひ選挙管理委員会で何とか民生委員とか地域包括支援センター、それから行政区長さんはこういった名簿も持っていらっしゃるはずですから、そういったプライバシーはもちろんですけれども、何とか話合いを持って、送迎してほしいということがあれば、タクシーなり、車椅子なり、地域の投票所ですから、車椅子でも可能だと思います。ボランティアの方もいらっしゃいます。そういった地域ぐるみで、ぜひ投票に行かれるような仕組みを考えていただきたいと思いますが、これにはぜひ横断的な協力が必要ですので、福祉部との協力もいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 事務局長。

○総務部総務課長兼選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

福祉部門との連携ということで、今後より連携を深めてまいりたいと考えてございます。

それから、移動困難者というお話でございましたけれども、送迎以外にもいろいろとそういった方々が投票しやすくする方法というのは、様々あるかと思えます。送迎というのももちろんですが、例えば移動式の期日前投票所、御自宅の近くにあれば、議員おっしゃったとおり車椅子であればすぐ近くの距離だったらできるとか、そういったこともあるかと思えますので、そういった声に今後さらに耳を傾けていきながら、皆さんが投票ためらわないで投票できるような環境づくり、さらに進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ぜひ投票する権利があるのにできないという状態が少しでもなくなりますように、よろしくお願ひしたいと思えます。これからの選挙管理委員会に期待をいたしております。

私の質問は以上で終わりますが、私12年、16年と2か月、まだもう少し任期は残っておりますが、今日が最後の一般質問となりました。なかなか町長には理解していただけなかったようですけども、行政の皆様本当にたくさんのお話を勉強させていただきました。本当にまだもう少しだけ残っておりますが、私自身の残りの時間をどれだけあるか分かりませんが、これからはお世話になった町民の皆様のために働きたいと思っております。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、15番 遠藤紀子君の一般質問を終わります。

お諮りします。議事の都合により明日6月15日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、6月15日は休会とすることに決定しました。

なお、再開は6月16日です。定刻より会議を開きますので、御参集願います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後2時01分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長郷家洋悦が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和5年6月14日

議 長

署名議員

署名議員

